

# 両親が離婚紛争下にある子の福祉への 配慮

－離婚調停事件における親ガイダンスを中心として－

1

## 意見交換事項

- 親ガイダンスの内容を一層効果的にするための方策
- 親ガイダンスの受講者を増やすための方策
- 離婚紛争下にある子の福祉への配慮のために、家庭裁判所が更に取り組むべきその他の方策

2

# 家事事件手続法の趣旨

家事審判法（昭和23年1月1日施行）



改正

家事事件手続法（平成25年1月1日施行）

## 子の意思把握・考慮の規定（第65条）

家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である子（未成年被後見人を含む。以下、この条において同じ。）がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

3

## 夫婦関係調整調停の運営における子の福祉への配慮の取組

□調停委員会による子の福祉への配慮

－各種研修

□夫婦関係調整事件における子の調査の充実

－子との面接、家庭訪問、試行的面会交流

－関係機関調査等

4

# 親ガイダンス

□未成年の子がいる夫婦関係調整調停の  
当事者に対する，子の福祉に関する集団  
ガイダンス

□平成27年11月から試行  
⇒平成28年1月から実施

5

## 親ガイダンスの必要性

□これまでの親への働き掛けの限界

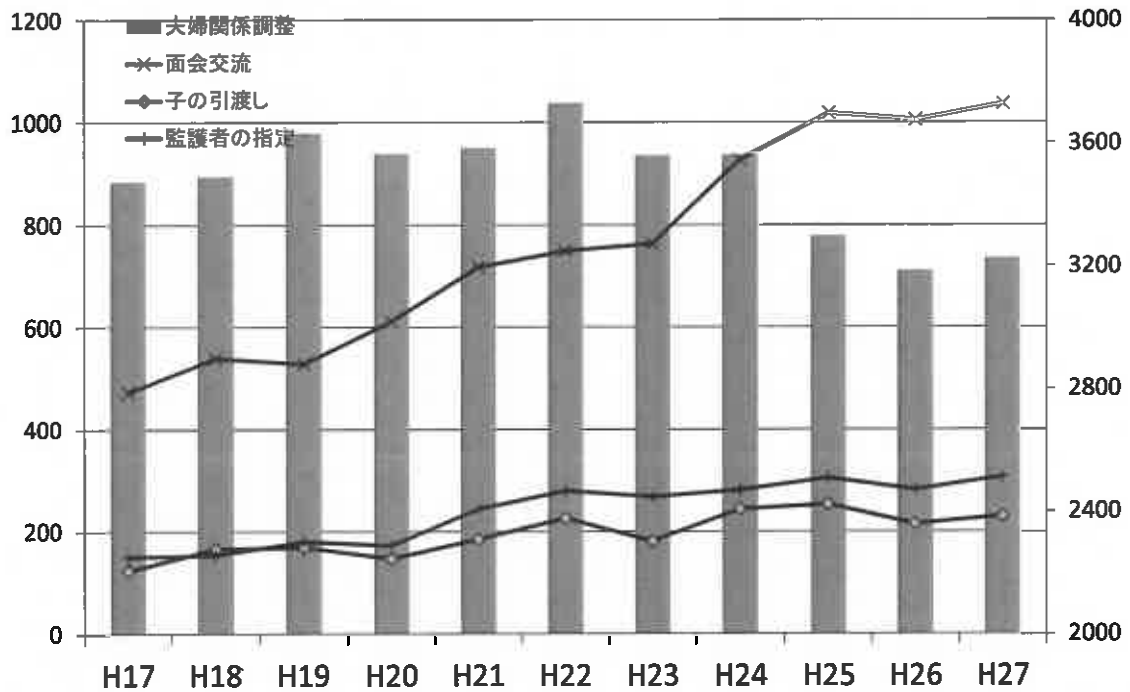
□大阪家裁の事件数の多さ→調査官関与のない事  
件も多い

□夫婦関係調整事件の争点の多さ

□子をめぐる紛争の激化，長期化

6

# 大阪家裁における子をめぐり事件の受理件数の推移

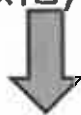


7

## 親ガイダンスの必要性, 目的, 期待する効果

### □これまでの親への働き掛けの限界

- 大阪家裁の事件数の多さ→調査官関与のない事件も多い
- 夫婦関係調整事件の争点の多さ
- 子をめぐり争争の激化, 長期化



### 広く子のいる父母に子の福祉に関する知識を伝達

- ①子の福祉に配慮した話し合いを目指す
- ②争争の激化, 長期化を防ぐ

8

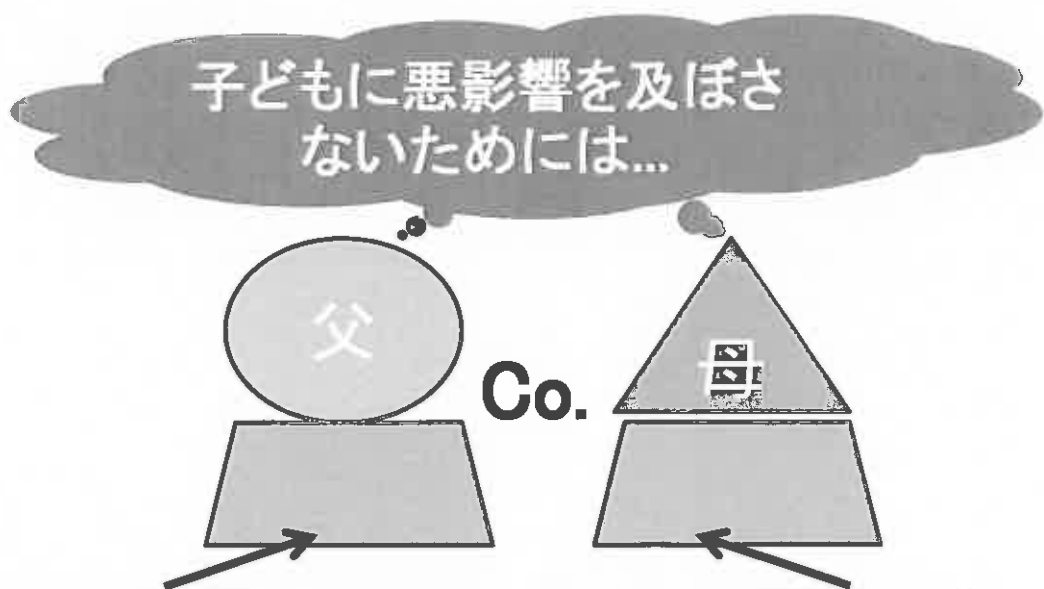
# 親ガイダンスの期待する効果

□離婚紛争下にいる親は、子の福祉に配慮できない場合がある



双方とも、互いの思惑が優先し、対立関係に陥りやすい

9



## 話し合いのための共通の土台

(=離婚しても、両親ともに子の将来のために大切な役割を担い続ける)の構築

土台の上に「個別の働き掛け」、「調査」へ

10

# 親ガイダンスの基本構造

## □対象

夫婦関係調整事件の当事者のうち、未成年の子がいる  
父母

## □調停期日外に集団実施（定員約20名）

## □男女別に実施

□ガイダンスの内容は同じ

□相手（異性）と顔を合わせることが辛い当事者への配慮

## □実施日・時間

① 10:00～, ② 14:00～（それぞれ90分）

□男女それぞれ週1回ずつ

□曜日や開始時間を固定せず、参加しやすい時間帯に  
申し込めるようにしている

11

# 親ガイダンスの内容

はじめに

両親の争いがお子さんに与える影響

お子さんのためにできる配慮

お子さんのために話し合うこと

お子さんに配慮した話し合いに向けて



DVD

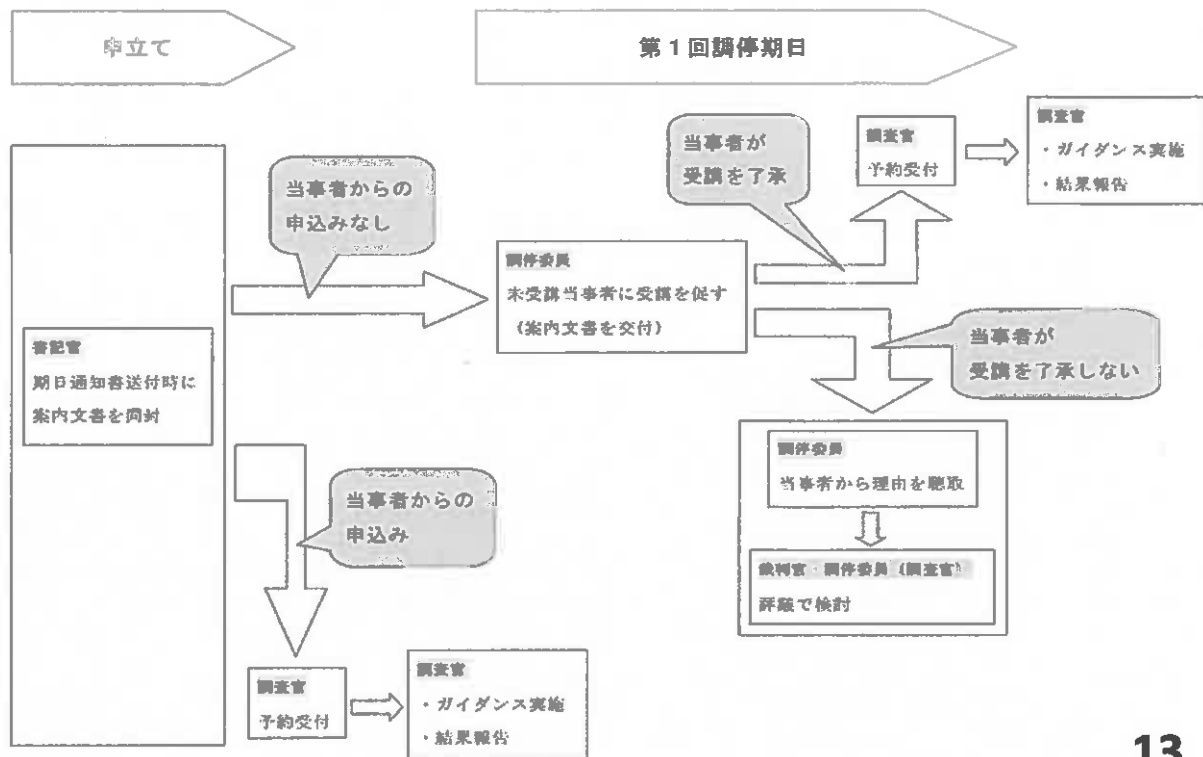
講義

DVD+講義

講義

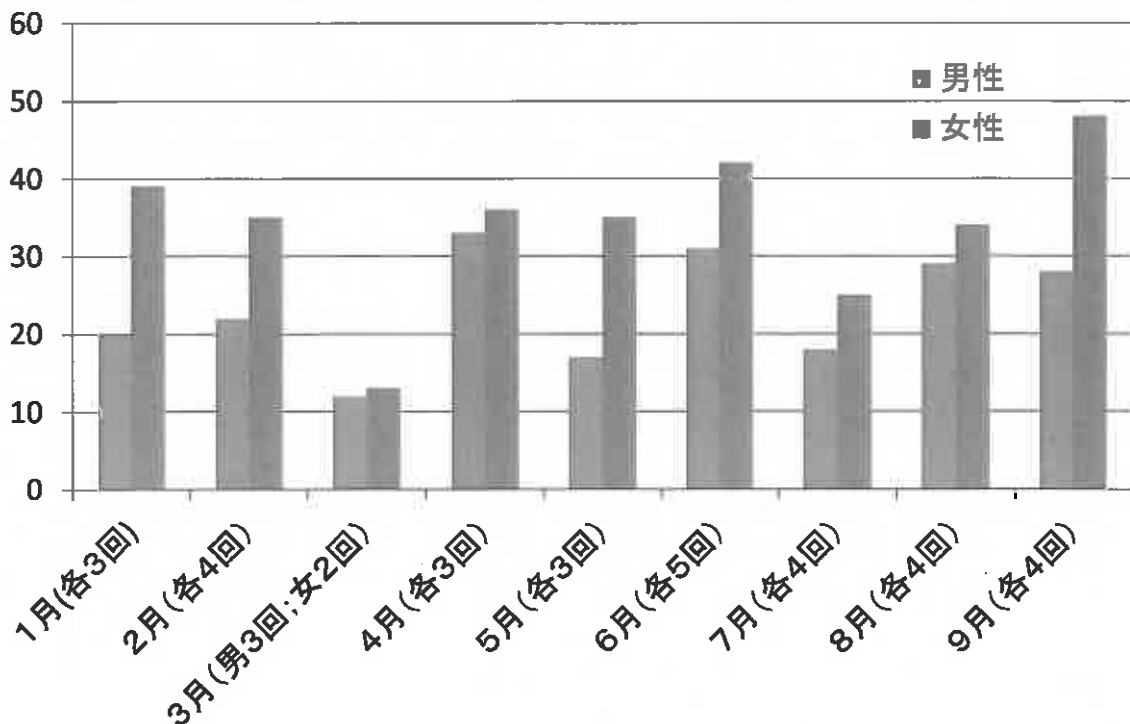
12

# 親ガイダンスの流れ



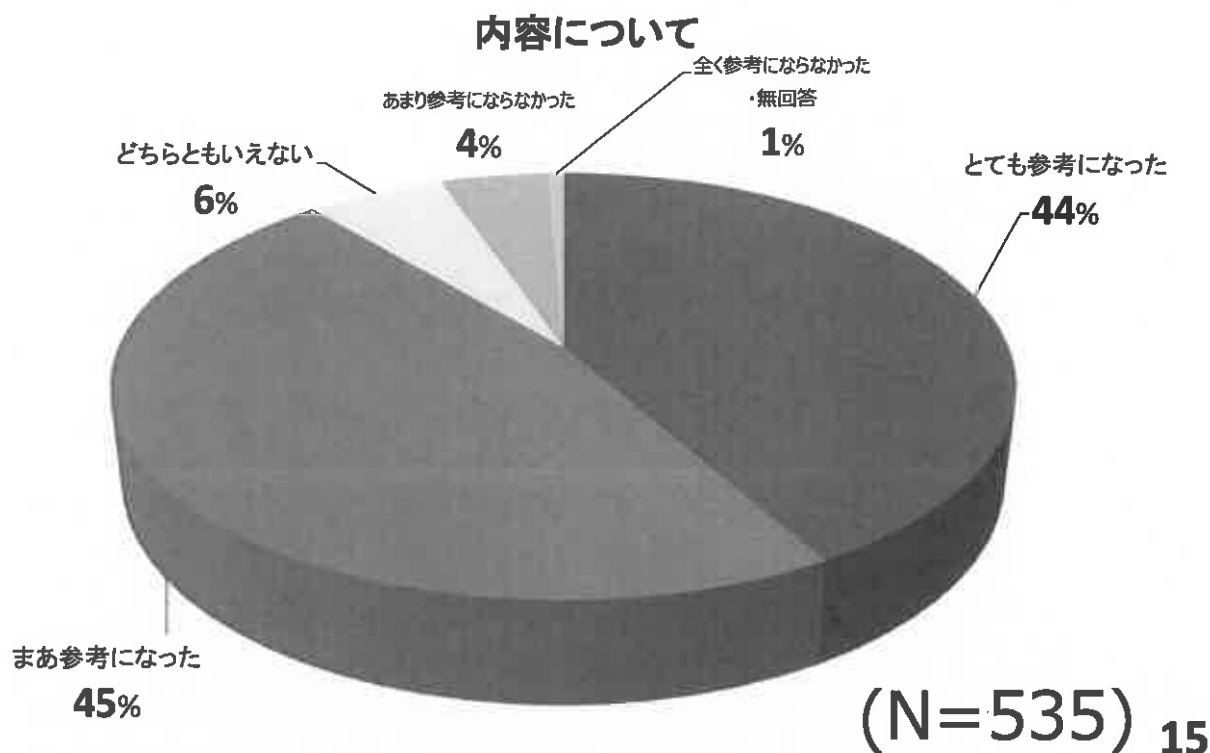
13

# 月別・男女別参加人数(H28)



14

## 親ガイダンス アンケート結果（H28）



## 親ガイダンス アンケート結果（H28）

### □参考になったと回答された方のコメントの一部

- 子どもの辛さは分かっているつもりであったが、もっと深いものなのだということが分かった。
- 子どもにどのように説明し、対応するべきか参考になった。
- 子どもをついつい相談相手にしてしまっていたので注意したいと思う。
- 一人で悩んでいたことが少し楽になった。
- DVDよりも講義の方が良い話をいただけた。



## 親ガイダンス アンケート結果(H28)

- 参考にならなかったと回答された方のコメントの一部
  - DVの場合には参考にならない。
  - 自分の家とは事情が違いすぎていた。
- 内容の改善や要望のコメントの一部
  - 年齢別の影響や対処方法についてもっと知りたい。
  - 理想的すぎる内容だ。もっとリアルな話が聞きたい。

## ガイダンス お子さんに配慮した話し合いに向けて

このガイダンスは、調停で話し合いをされるにあたり、お子さんのいる方々にお集まりいただいて実施します。これからのお子さんの成長や幸せを大切にしながら調停を進めていただくための、準備のガイダンスです。

大阪家庭裁判所では、このガイダンスにご参加いただくことがお子さんやご両親にとってより良い問題解決につながると考えております。原則としてお子さんのいる方々には、(できるだけ第1回調停期日までに)ご参加いただくことにしています。実施日時のうちご都合の良い回を、次の電話番号までお知らせください。

### お申込み・お問合せ

<受付時間：平日(月～金) 午前9時～午後5時>

06-6943-5611 (家事2部調査官室：当庁6階)

「ガイダンスの件です。」とお申し込みください。調停期日通知書に記載の事件番号(平成〇年(第)第〇号)と担当係(〇部〇係)をお知らせください。

※各回定員に達し次第締め切ります。

調停が成立又は不成立となった後は、原則としてご参加いただけません。

### 男性(父)

#### \*実施日時

9月15日 (木) 10時  
9月21日 (水) 15時半  
9月30日 (金) 10時  
10月 5日 (水) 15時半  
10月12日 (水) 10時  
10月21日 (金) 14時  
10月31日 (月) 14時

\*以降の日時についてはお問合せください。

### 女性(母)

#### \*実施日時

9月23日 (金) 10時  
9月29日 (木) 10時  
10月 3日 (月) 10時  
10月 7日 (金) 14時  
10月17日 (月) 14時  
10月27日 (木) 10時  
11月 2日 (水) 14時

\*以降の日時についてはお問合せください。

※所要時間：約90分

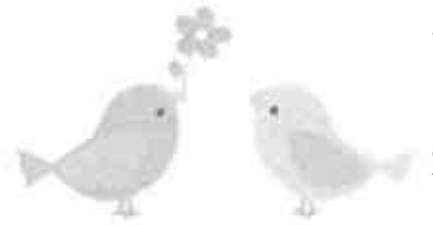
※持ち物：調停期日通知書、筆記用具

※実施場所：大阪家庭裁判所1階小会議室(変更の場合には申込みの際にお伝えします。)

※お互いに顔を合わせることを避けるため、男女の回を分けています。

ガイダンスの内容は、いずれの回も同じです。

お子さんに配慮したガイダンスって  
何ですか？どのような内容ですか？



調停でお子さんの幸せにつながる話し合いができるよう、このガイダンスを実施します。

ガイダンスは、家庭裁判所の職員である家庭裁判所調査官による講義形式で行います。以下はお伝えする内容の概要です。

○お子さんがいて離婚する場合、何を決めなければならないでしょう。

(調停の前に知っておいていただきたい法律の知識があります。)

○ご両親の離婚は、お子さんの生活や気持ちにどう影響するでしょう。

(受けやすい影響を年齢ごとに詳しく解説します。)

○どうすればお子さんへの影響を減らせるでしょう。

(影響を最小限にするためにできることをお伝えします。)

一人では不安なので、家族と  
一緒に行ってもいいですか？

プライバシー保護及び定員などの関係から、ご本人と代理人弁護士以外の方  
(ご家族、お子さんやご友人など)は  
ご遠慮いただいています。

このガイダンスに参加したいのですが、  
相手と顔を合わせたくありません。  
どうすればいいですか？

ガイダンスは集団で実施しますが、父  
と母の日時は別に設けており、お互いの  
申込日時が知れることはありません。  
当日のプライバシー保護に十分注意し、  
お名前をお呼びしたり、個別のご事情  
に触れるようなことも一切ありませんので、  
ご安心ください。